

あま市告示第 1 4 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は、当市子ども健康部子ども福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

あま市長 八 島 堅 志

送達を受けるべき者の氏名	高瀬 裕子
送 達 す べ き 書 類 の 名 称	児童手当返還通知書、納入通知書

備考 この書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示の日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。